

## 岩内町パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の重要な政策の意思決定過程における町民参加の機会の確保並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の重要な政策の決定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長（水道事業及び下水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。）、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会をいう。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者又は法人その他の団体、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な政策に関する計画若しくは個別行政分野における施策の基本方針に関する計画の策定又は改廃
  - (2) 町の基本的な制度、方針に関する条例若しくは個別行政分野における施策の基本方針に関する条例の制定又は改廃
  - (3) 町民等に義務を課す、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税等（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則、審査基準等で実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めたもの
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合

- (2) 内容が軽微なものであると認めた場合
- (3) 内容が実質的に選択等の余地がないと認めた場合
- (4) 町民等の意見を聴取する手法が法令に定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う場合  
（政策案の公表）

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を行う場合は、町民等が十分理解できるよう、政策案のほか、次の各号に掲げるものを併せて公表しなければならない。

- (1) 政策案の概要
  - (2) 政策案を策定する趣旨又は目的及び背景
  - (3) 政策案に関連する資料
- 2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- (1) ホームページへの掲載
  - (2) 実施機関が定める場所において行う閲覧
- 3 公表を行う場合は、その旨を広報紙に掲載すること等により、広く町民等に周知するよう努めるものとする。  
（意見等の募集及び提出）

第5条 実施機関は、政策案の公表を行うときは、30日以上の期間を設けて政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、理由を明記したうえで当該期間を設けることができるものとする。

- 2 実施機関は、次の各号に掲げる方法により、政策案に対する町民等からの意見等の提出を受けるものとする。
- (1) 実施機関が定める場所への直接の提出
  - (2) 郵送
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として、住所、氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。  
（意見等の取扱及び公表）

第6条 実施機関は、政策案を決定するときは、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮しなければならない。

- 2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策案の決定をした場合は、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに政策案を修正したときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 前項の公表については、第4条第1項及び第2項の規定を準用するものとし、その期間は30日以上とする。
- 4 第2項の公表を行う場合における、意見等の提出者の氏名その他の個人情報公表しないものとする。ただし、当該情報を公表する予定であることを明示している場合は、この限りでない。

(報告及び実施状況の公表)

- 第7条 実施機関は、パブリックコメント手続が終了したときは、遅滞なく、その旨を総務財政課に報告するものとする。
- 2 前項の報告により、パブリックコメント手続の実施状況について、ホームページへの掲載による公表を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。